

# しがの里山だより

## てしま 豊島の汚染土壌・今後の課題

豊島の汚染土壌を「途中」にある榑山崎砂利（以下、Y社）の汚染土壌処理施設で処理する件は、香川県が方針を撤回して一件落着いたしました。和邇学区自治連合会は7月26日「豊島汚染土壌の伊香立地学区への搬入」・白紙撤回の報告とお礼ビラを全戸配布しました。その最後に「みんなで考えよう！和邇学区今後の課題」と言う一節があり、問題が解決していないことを伝えています。

汚染土壌は今も毎日搬入され続けています。情報公開で大津市から入手した資料によれば、今年4月だけで汚染状態に上限のない汚れた土、約3・5万トンが運び込まれています。和邇川上流に汚染土壌が毎日搬入されている問題を、もう一度よく考えてみたいものです。



〈汚染土壌とは〉大気・水・土壌（土）の内、土は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたると言う特徴があります。

人の健康への影響、農作物・植物・生態系への悪影響が心配されます。

「土壌汚染対策法」では、特定有害物質25種類（3分類）を定め、それが基準値以上含まれている土を「汚染土壌」と定めています。

（2010.10.9 撮影・Y社・処理施設）

和邇川上流への汚染土壌持ち込みは、中流・下流で農業、漁業をしている人・川辺で遊んでいる人・下流のびわ湖を水源としている京阪神1450万人の安全・安心は保障されているか、風評被害等が起こらないか、心配されます。特に

- ① 大地震が来た時、処理施設、パイプライン等は大丈夫か？（Y社の敷地近傍に活断層）。
- ② 搬入・搬出路の汚染、ダンプの接触・和邇川転落等の事故は発生しないか。
- ③ 大雨で調整池が満杯になった時、汚染水は和邇川に流れ出ないか？等 が心配です。

### 〈搬入汚染土壌の情報公開〉⇒びっくりする情報結果

「しがの会」では、平成24年7月18日に公文書公開請求を行い、7月31日に公開された文書のデータを入手致しました。公開請求した内容は、Y社に対して、

- 1 平成22年4月から現在までの受け入れ汚染土壌の量、濃度、搬入元
- 2 搬出汚泥の量と搬出先、使用凝集剤
- 3 「途中」施設の出入りダンプ台数、等

その結果、従来は「基準値の最大 35 倍の重金属を含む汚染土が月約 1 万トン搬入され処理されている」（今年 2 月 29 日京都新聞記事）と言うものでしたが、情報公開の結果は、鉛やカドミウム等の値が従来言われていた基準より 1 桁～2 桁以上多い値でした。例えば、**カドミウムは溶出量基準の 1,800 倍**。ヒ素は 360 倍。さらに**シアン化合物（青酸カリ等）は、3,400 倍**（検出されないことが基準なので、水銀の溶出基準で換算）になります。**含有量試験**では、鉛が 227 倍、カドミウムが 107 倍の値です。因みに、豊島の汚染土壌は、最大で 30 倍以下、それより汚染のきついものは、水洗浄せず直島で焼却・熔融処理が行われることになっていました。豊島よりはるかに汚染がひどい土壌が今もなお、毎月 3 万トン以上搬入されています。（\*詳しい数値が知りたい方はご連絡下さい）

### 〈カドミウムはイタイイタイ病の原因物質〉

1800 倍のカドミウムは「イタイイタイ病」の原因物質で、1968 年公害病と認定されました。

### 〈九州からシアン化合物「途中」へ搬入か？〉

「九州からシアン化合物で汚染された土壌を「途中」の Y 社で処理する」という匿名の投書が、複数のグループにあり、大津市に問い合わせても、事実かどうか答えてもらえませんでした。不安が募ります。大津市は市民の立場に立ち、しっかりと対応してくれるのでしょうか。市民も豊島問題だけでなく、和邇川やびわ湖を守る活動が大変重要になってきます。

### 〈大津市の管理・監督は大丈夫か〉

大津市は申請を受けた 1 週間後の平成 22 年 4 月 1 日に、Y 社に汚染土壌処理の許可を出しました。しかし、手引書が環境省から出されたのは同年 7 月なので、環境省の手引書なしに急いで許可を出したのです。平成 21 年に中核市に移行し、県から産業廃棄物等の指導を受けていましたので、この分野の知識・技能は不十分だったと思われます。（後日、許可内容の間違いも判明）

「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」は、平成 23 年・24 年と改訂が行われていますが、このガイドラインに沿って、許可・管理監督が行われるべきです。今年の改定で特に注目される点は①汚染土壌処理業者に対する処理状況の報告（搬出入先の所在地、有害物質の濃度の最大値、重量等）②報告を受けた自治体による抜き打ちによる立ち入り検査の実施。③土壌濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設にあっては、特定有害物質ごとに処理できることを証明する書類と、発生する排出水の処理が可能な設備にする必要が出てきました。Y 社のように濃度の上限を設定していない浄化等処理施設の排水・排ガス規制が厳しくなっています。

（このためか、水銀の許可は取り下げられています。）

#### 参考資料

- ・溶出量基準…土から水に溶け出す物質量の基準 (mg/L)
- ・含有量基準…土そのものに含まれている物質量の基準 (mg/Kg)

#### 〈主な有害物質の毒性例〉

- ・カドミウム…肝臓・腎臓障害、発ガン性など
- ・ヒ素は多臓器不全、発ガン性など
- ・鉛…貧血、神経・運動障害など
- ・シアン化合物…微量でも生物を死なせる急性毒をもつ（中枢・呼吸マヒなど）
- ・水銀…環境へ排出されると水俣病をおこす原因物質に変わる等

以上